【規程番号　神女大Ｖ－028】

公認心理師国家試験受験資格取得にかかる履修細則

第１条　心理学部心理学科（以下「本学科」という。）における公認心理師国家試験受験資格取得にかかる履修細則を定める。

第２条　公認心理師国家試験受験資格取得を選択できる者は、本学科に在籍し選抜によりその科目履修を許可された者とする。

第３条　前条に定める選抜の時期、方法及び選考基準は別に定める。

第４条　公認心理師国家試験受験資格取得の選択を認められた者は、原則として、学則第３条第１項に定める修業年限内に、別表第１に掲げる授業科目を全て修得するものとする。

第５条　公認心理師国家試験受験資格取得を目的とする場合にあっては、学則第 45 条の規定を適用しない。

第６条　公認心理師登録簿への登録を受けようとする者は、別表第１に掲げる授業科目を修めて卒業し、大学院で必要な科目を修了又は一定の実務経験を経たうえで、公認心理師国家試験に合格し、公認心理師法及び同法施行規則に定める所定の申請手続きを行わなければならない。

第７条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和８ 年４ 月１ 日から施行する。

この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表第１　大学における必要な科目

文部科学省・厚生労働省令で定める指定科目	本学授業科目		
	授業科目名	単位数	
		必修	必修
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	
心理学概論	心理学概論Ⅰ	2	
	心理学概論Ⅱ	2	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	
心理学研究法	心理学研究法	2	
心理学統計法	心理学統計法	2	
心理学実験	心理学実験演習Ⅰ	2	
	心理学実験演習Ⅱ	2	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	
神経・生理心理学	神経・生理心理学	2	
社会・集団・家族心理学	家族心理学（社会・集団・家族心理学）	2	
	社会・集団心理学（社会・集団・家族心理学）	2	
発達心理学	発達心理学Ⅰ（乳幼児期・児童期）	2	
	発達心理学Ⅱ（青年期・成人期・高齢期）	2	
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	
心理的アセスメント	心理的アセスメント	2	
心理学的支援法	心理学的支援法	2	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2	
福祉心理学	福祉心理学	2	
教育・学校心理学	教育・学校心理学	2	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	2	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2	
精神疾患とその治療	精神医学（精神疾患とその治療）	2	
関係行政論	関係行政論	2	
心理演習	心理演習	2	
心理実習	臨床心理実習Ⅰ	1	
	臨床心理実習Ⅱ	1	